

○「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
58 財務諸表等規則ガイドライン72-1の取扱いは、規則第58条に規定する売上高の表示方法について準用する。	58 「 <u>「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「中間財務諸表等規則ガイドライン」という。）41</u> の取扱いは、規則第58条に規定する売上高の表示方法について準用する。
59 「 <u>「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「中間財務諸表等規則ガイドライン」という。）42</u> の取扱いは、規則第59条に規定する売上原価の表示方法について準用する。	59 中間財務諸表等規則ガイドライン42の取扱いは、規則第59条に規定する売上原価の表示方法について準用する。